

個別特約

<生産性向上伴走支援 サービス約款>

最終改定日：2025 年 7 月 25 日

山形県南陽市和田 3369 番地

エヌ・デーソフトウェア株式会社

本特約は、エヌ・デーソフトウェア株式会社（以下「当社」という。）がおお客様に対して提供する「生産性向上伴走支援」の利用を許諾する契約条件を定めたものです。当社は、おお客様が利用規約および本特約を承諾することを条件に、本サービスの利用を許諾します。なお、利用規約と本特約に相反する定めがある場合には、本特約が優先して適用されるものとし、本特約に定めのない事項は利用規約に従うものとします。

第1条（用語の定義）

本特約では、用語について、以下の各号に定めた意味で解釈します。

- （１）「本サービス」とは、テクノロジー機器を用いたおお客様の生産性向上を伴走支援するサービスである「生産性向上伴走支援」をいいます。
- （２）「キックオフ資料」とは、生産性向上伴走支援における一体感や士気を高めるためのイベント時に使用する資料であって、目的、活動内容、スケジュール等の概要が記載された資料をいいます。
- （３）「実行（改善）計画書」とは、おお客様の課題の見える化、および抽出を行い、課題を解決するための実行内容、担当者、時期等を記載した計画書をいいます。
- （４）「中間報告レポート」とは、本サービス提供期間の中間地点での活動の振り返り、実行（改善）計画の見直しの有無や、効果測定結果をまとめたレポートをいいます。
- （５）「最終報告レポート」とは、本サービス提供期間の最後に、活動の振り返り、効果測定による成果や反省、本サービスにおける活動を踏まえておお客様が取り組むべき次の目標等をまとめたレポートをいいます。
- （６）「サービス契約」とは、おお客様が当社または販売店と締結する本サービスの提供・利用に関する契約をいいます。

第2条（本サービスの内容）

1 当社がおお客様に対して提供する本サービスの内容は、次の各号に掲げる事項とします。なお、おお客様と共同にて作成する書類も含まれます。

- （１）キックオフ資料作成
- （２）実行（改善）計画書作成

- (3) 中間報告レポート作成
- (4) 最終報告レポート作成
- 2 当社が本条第1項各号の成果物を納入するスケジュールは、別途協議のうえ定めるものとします。
- 3 お客様は、テクノロジー機器を用いたお客様の生産性向上を目的とする場合に限り当社から納入された成果物を利用することができます。

第3条（サービス契約の成立）

- 1 利用規約および本特約は、サービス契約に関する全ての契約条件を定めます
- 2 サービス契約は、お客様が有するいずれかのライセンスの有効期間が開始した時点、かつ、本サービスをパッケージ商品として購入した時点で有効に成立します。当社はサービス契約に基づき、お客様に本サービスを提供し、お客様はサービス契約に従って本サービスを利用するものとします。
- 3 お客様が利用規約および本特約の条項のいずれかにでも同意できない場合は、本条第2項に基づきサービス契約が成立する前に当社または販売店に書面で通知するものとします。この場合、サービス契約は成立せず、お客様は本サービスを利用することができないものとします。

第4条（サービス契約の終了）

サービス契約は、ライセンスの有効期間の満了、利用規約に基づきライセンスを失効したとき、または本サービスのパッケージ商品購入から1年間のいずれか最も早く到来した時をもって終了するものとします。この場合、お客様は、以後、本サービスを利用することができなくなります。

第5条（返金の制限）

- 1 お客様は、お客様の事業または業務の変化、若しくは変更が、本サービス提供に影響しうるものであることを認識するものとし、お客様は、本サービス提供に影響しうる当該変化または変更が生ずる場合は、想定される影響内容を事前に当社に書面で通知するものとします。この場合、お客様および当社はかかる影響内容等の詳細について協議するものとします。
- 2 本条第1項に基づく協議の結果、本サービス提供を継続することが困難であると判断された場合には、当社は本サービスの提供を中止することができるものとし、この場合、当社は一切の責任を負わず、返金等は実施しないものとします。
- 3 本条第2項に基づく場合の他、お客様都合で本サービス提供を解約、中止した場合、理由の如何を問わず、当社は返金等を実施しないものとします。

第6条（責任と保証の制限）

- 1 当社は、本サービスに関し、助言及び第2条第1項各号の成果物の内容の適法性、正確性、有用性その他一切について何ら保証するものではなく、また、当社からの助言に基づきお客様が得るべき利益、売上その他の成果についても一切保証しないものとします。
- 2 お客様は、当社から提供された助言の内容の適否を含め、その評価および施設の運営に関する一切の判断を自己の責任において行うものとし、当社は、その判断の結果に関して、理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

第7条（資料等の提供）

お客様は、当社からの求めに応じて、本サービスの提供に必要な資料、情報、機器、設備その他必要な物品等（以下「資料等」という。）を、無償にて開示または貸与し、その他必要な協力を行うものとします。また、本サービスを提供するうえで当該資料等が不要となった場合には、お客様の指示に従い、遅滞なくこれを廃棄し、または返還するものとします。

第8条（知的財産）

- 1 本サービスの遂行過程において、当社がお客様に提供した役務、資料、ノウハウ等（以下「ノウハウ等」という。）の著作権その他一切の知的財産権は、すべて当社に帰属するものとします。
- 2 お客様は、本サービスの対象となった事業所を運営するために必要な範囲でのみ、ノウハウ等を使用することができます。

第9条（損害賠償）

利用規約および本特約に違反したことにより当社が負うべき損害賠償責任は、本サービスの代金をその上限とします。

（条項は以上）